

ブロック塀の鉄筋の点検について

ブロック塀の点検には、「塀に鉄筋が入っているか」の項目があり、鉄筋探査装置を用いて点検することが必要になります。

ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

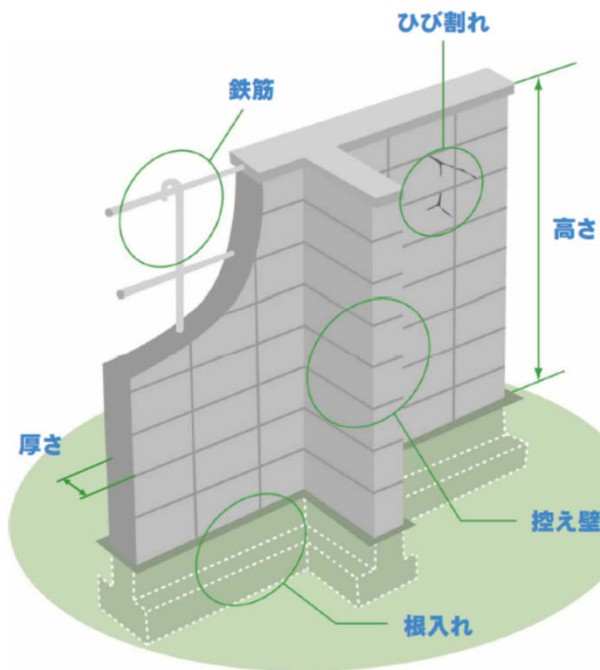
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



出典：
 パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀の鉄筋探査試験

- ・ブロック塀等の安全確保対策について

[安全点検について](#)

[安全確保対策について](#)

- ・鉄筋探査試験の目的

鉄筋の有無、本数、間隔などの測定

- ・試験の方法

電磁誘導法または電磁波レーダー法



電磁誘導法の測定例



電磁波レーダー法の測定例

- ・点検技術者

点検をする技術者は、コンクリート構造物の配筋探査の知識・技量のある者

[資格保有企業リスト](#)

- ・コンクリート構造物中の配筋探査技術者

資格試験のご案内

[試験のご案内](#)



平成 30 年 6 月 21 日
住宅局 建築指導課

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、塀の安全対策については、学校の塀に限らず、広く一般の建築物を対象に、建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に向けて、以下 2 点を注意喚起するよう要請しました。

- ①このチェックポイントを用いて安全点検を行うこと
- ②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること

併せて、国土交通省では、関係業界に対し、所有者等からの診断等の依頼に適切に対応するよう依頼しております。

国土交通省としては、建築物の既設の塀については、今回の措置のほか、既に以下の取り組みを進めているところです。

- ・ 学校の塀について、特定行政庁に対し、学校設置者が行う安全点検に対し連携して対応するよう要請（6 月 19 日付）。
- ・ 大阪北部を震源とする地震にかかる被災建築物応急危険度判定において、地方公共団体に対し、塀のひび割れや傾き等に特に留意して実施するように通知（6 月 20 日付）。国土交通省としても、高槻市からの要請を受け、TEC-FORCE の派遣により支援しているところ。

※ チェックポイントは、国土交通省 HP

（<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>）に掲載します。

※ 所有者等からのお問い合わせ先は、建築基準に関することは建築行政を所管する各特定行政庁、専門家への相談については建築士関係団体等となります。連絡先については、上記の国土交通省 HP に掲載します。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 松本・青木・中村

電話：03-5253-8111（内線 39532、39536、39528）、03-5253-8514（直通）

Fax：03-5253-1630

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に6月19日国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

記

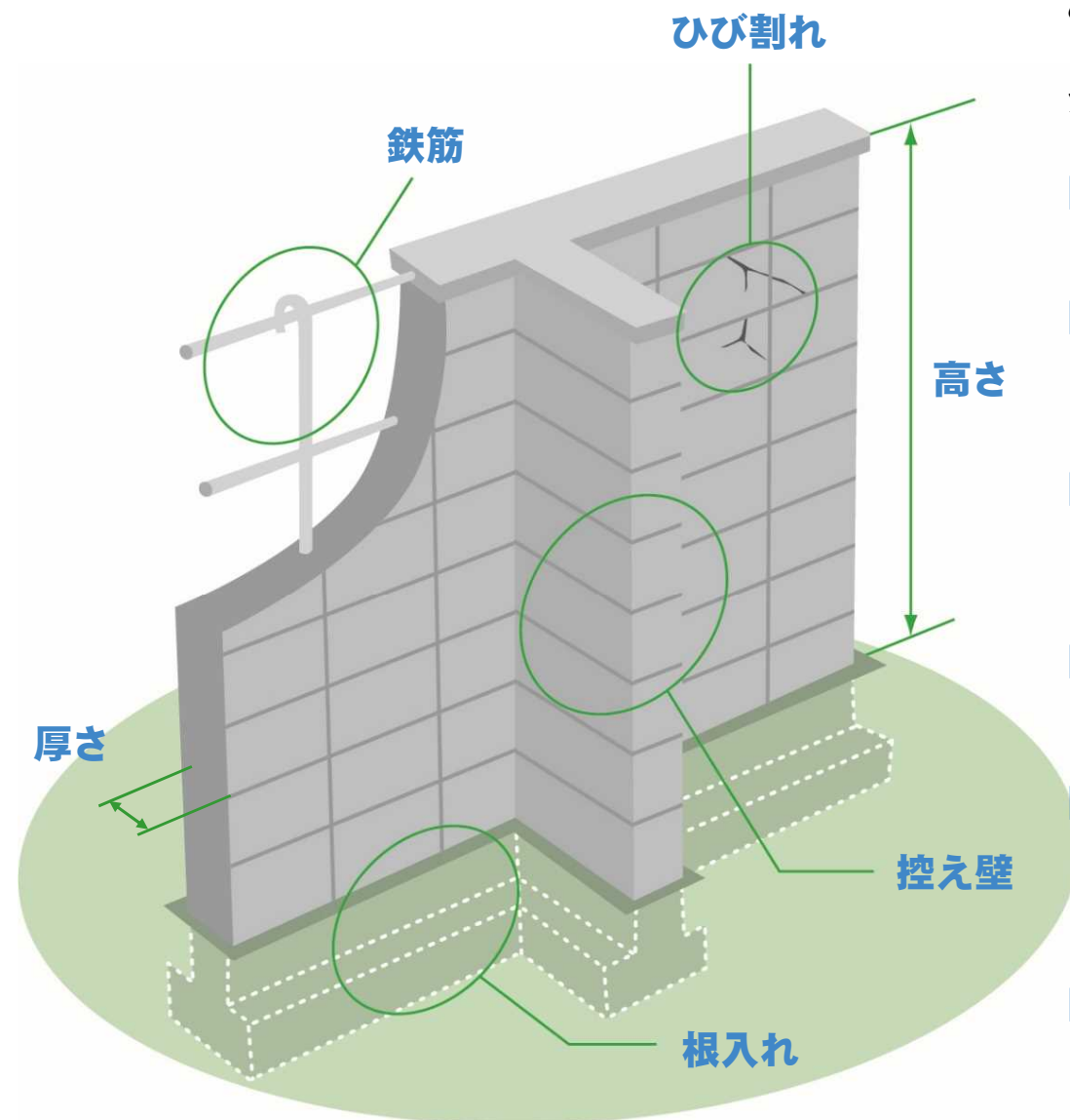
1. 塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙1のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙2を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>)に掲載しています。

2. 関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- ☐ 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙2)

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。